

(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

附則

(貸倒引当金に関する経過措置)

第十三条 省 略

255 省 略

6 第一項の場合において、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第十条の規定による改正後の租税特別措置法第五十五条の第三十項及び第五十八条第十四項の規定の適用については、これらの規定中「法人税法」とあるのは、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十四号)附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法」とする。

(連結事業年度における貸倒引当金に関する経過措置)

第十九条 省 略

2 省 略

3 第一項の場合において、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第十条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の四十三の三第九項及び第六十八条の六十一第十三項の規定の適用については、これらの規定中「法人税法」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十四号)以下この項において「改正法」という。附則第十九条第一項の規定により読み替えられた法人税法」と、「同法」とあるのは「改正法附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の法人税法」とする。

附則

(貸倒引当金に関する経過措置)

第十三条 同 上

255 同 上

6 第一項の場合において、第十九条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)第五十五条第二十六項及び第五十八条第十四項の規定の適用については、これらの規定中「法人税法」とあるのは、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十四号)附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法」とする。

(連結事業年度における貸倒引当金に関する経過措置)

第十九条 同 上

2 同 上

3 第一項の場合において、新租税特別措置法第六十八条の四十三第二十一項及び第六十八条の六十一第十三項の規定の適用については、これらの規定中「法人税法」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十四号)以下この項において「改正法」という。附則第十九条第一項の規定により読み替えられた法人税法」と、「同法」とあるのは「改正法附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の法人税法」とする。

(租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則)

第四十三条 別段の定めがあるものを除き、第十九条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)第二章の規定は、施行日の属する年分以後の所得税について適用し、施行日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

(エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第四十五条 個人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設をした第十九条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)第十条の二第二項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「次条第三項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第十条の規定による改正後の租税特別措置法第十条の二第二第三項」と、同条第十二項中「租税特別措置法第十条の二第二第三項」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十四号)附則第四十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第十条の二第二第三項」とする。

(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第四十六条 前条の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第十条の規定による改正後の租税特別措置法第十条の二の規定の適用については、同条第三項中「の百分の二十に相当する金額」とあるのは「の百分の二十に相当する金額(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十四号)附則第四十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法(次項において「旧効力措置法」と

(租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則)

第四十三条 別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第二章の規定は、施行日の属する年分以後の所得税について適用し、施行日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

(エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第四十五条 個人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設をした第十九条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)第十条の二第二項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「次条第三項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定による改正後の租税特別措置法第十条の二第二第三項」と、同条第十二項中「租税特別措置法第十条の二第二第三項」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十四号)附則第四十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第十条の二第二第三項」とする。

(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第四十六条 前条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十条の二の規定の適用については、同条第三項中「の百分の二十に相当する金額」とあるのは「の百分の二十に相当する金額(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十四号)附則第四十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法(次項において「旧効力措置法」という。))第十条の二第二第三項の規定により当該供用年の年分の総所得金額に係る所得税額か

いう。)第十条の二の二第三項の規定により当該供用年の年分の総所得金額に係る所得税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は旧効力措置法第十条の二の二第三項若しくは第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税額から控除される金額がある場合には、これらの金額」とする。

(所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第四十八条 附則第四十五条の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第十条の規定による改正後の租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	省略	省略	省略
第二項	省略	省略	省略
第三項	省略	省略	省略

(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第五十五条 法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方税法(平成二十六年法律第 号)の規定の適用に關

ら控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は旧効力措置法第十条の二の二第三項若しくは第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税額から控除される金額がある場合には、これらの金額」とする。

(所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第四十八条 附則第四十五条の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定による改正後の租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第五十五条 法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

し必要な事項は、政令で定める。

第三項		<p>第二項</p> <p>第四十二条の四、次条第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項</p>
省略	<p>第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二</p>	<p>所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第四十二条の四、新租税特別措置法第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項</p>
省略	<p>新租税特別措置法第四十二条の九、新租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第五項において「平成二十四年旧効力措置法」という。）第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第四十二条の十二、新租税特別措置法第四十二条の十二の二第二項、新租税特別措置法第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第四十二条の十二の四並びに新租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項及び第八項</p>	<p>所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第四十二条の四、新租税特別措置法第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第四十二条の六第二項</p>

同上	同上	同上
同上	同上	<p>第四十二条の四、次条第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項</p>
同上	<p>新租税特別措置法第四十二条の九、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第五項において「平成二十四年旧効力措置法」という。）第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第四十二条の十二、新租税特別措置法第四十二条の十二の二第二項、新租税特別措置法第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに新租税特別措置法第四十二条の十二の四</p>	<p>所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第四十二条の四、新租税特別措置法第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第四十二条の六第二項</p>

第十二項		第十一項			第五項					第四項
省略	省略	省略	省略	省略	第四十二條の九 第四項、第四十二條の十 第五項、第四十二條の十一 第五項、第六十七條の二 第一項及び第六十八條第一項	次條第五項、第四十二條の六 第五項	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	新租税特別措置法第四十二條の九第四項、新租税特別措置法第四十二條の十第五項、平成二十四年旧効力措置法第四十二條の十第五項、新租税特別措置法第四十二條の十一第五項、新租税特別措置法第四十二條の十二の三第五項、新租税特別措置法第六十七條の二第一項及び新租税特別措置法第六十八條第一項	新租税特別措置法第四十二條の五第五項、新租税特別措置法第四十二條の六第十二項	省略	省略	省略	省略

同上		同上			同上					同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	新租税特別措置法第四十二條の九第四項、平成二十四年旧効力措置法第四十二條の十第五項、新租税特別措置法第四十二條の十一第五項、新租税特別措置法第四十二條の十二の三第五項、新租税特別措置法第六十七條の二第一項及び新租税特別措置法第六十八條第一項	新租税特別措置法第四十二條の五第五項、新租税特別措置法第四十二條の六第五項	同上	同上	同上	同上

第十三項	
省略	省略
省略	省略

(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第五十六条 前条の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第十条の規定による改正後の租税特別措置法第四十二条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	及び第八項	及び第八項並びに経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十四号)附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項及び次項において「旧効力措置法」という。)第四十二条の五第二項、第三項及び第五項
第三項	省略	省略

2 省略

(法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)
第六十三条 附則第五十五条の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第十条の規定に

同上	
同上	同上
同上	同上

(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第五十六条 前条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同上	第四十二条の十	第四十二条の十二並びに経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十四号)附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項及び次項において「旧効力措置法」という。)第四十二条の五第二項、第三項及び第五項
同上	同上	同上
同上	同上	同上

2 同上

(法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)
第六十三条 附則第五十五条の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定による

よる改正後の租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	省略	省略
	省略	省略
第二項	省略	省略
第三項	省略	省略

2 省略

(連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十二条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二項	第六十八条の九、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第十条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。)第六十八条の九、新租税特別措置法第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第六十八条の十一第七項から第九項ま
-----	---	--

改正後の租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上

2 同上

(連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十二条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同上	第六十八条の九、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。)第六十八条の九、新租税特別措置法第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第六十八條の十一第二項
----	------------------------------------	--

	第五項	第四項	第三項	
	次条第五項、第六十八條の十一 第五項	省略	省略	第六十八條の十三、第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項並びに第六十八條の十五の二
	新租税特別措置法第六十八條の十第五項、新租税特別措置法第六十八條の十一第十二項	省略	省略	新租税特別措置法第六十八條の十三、新租税特別措置法第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法（第五項において「平成二十四年旧効力措置法」という。）第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第六十八條の十五の二、新租税特別措置法第六十八條の十五の三第二項、新租税特別措置法第六十八條の十五の四第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第六十八條の十五の五並びに新租税特別措置法第六十八條の十五の六第七項及び第八項
				で及び第十二項

	同上	同上	同上	
	同上	同上	同上	同上
	新租税特別措置法第六十八條の十第五項、新租税特別措置法第六十八條の十一第五項	同上	同上	新租税特別措置法第六十八條の十三、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法（第五項において「平成二十四年旧効力措置法」という。）第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第六十八條の十五の二、新租税特別措置法第六十八條の十五の三第二項、新租税特別措置法第六十八條の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに新租税特別措置法第六十八條の十五の五

租税特別措置法第六十八条の十第五項	項) 旧効力連結措置法第六十八条の十第五項
及び租税特別措置法第六十八条の十第五項	及び旧効力連結措置法第六十八条の十第五項
するほか、同法	、地方税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）」とするほか、法人税法

（連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十三条 前条の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の十の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げ

及び租税特別措置法第六十八条の十第五項	及び旧効力連結措置法第六十八条の十第五項
---------------------	----------------------

（連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十三条 前条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の十の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

る字句とする。

第二項					及び第八項
省 略					及び第八項並びに経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項及び次項において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十第二項、第三項及び第五項
第三項			省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略

2 省 略

（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第八十条 附則第七十二条の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の十五の七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同上					第六十八条の十の二
同上					第六十八条の十五の二並びに経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項及び次項において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十第二項、第三項及び第五項
同上			同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上

2 同 上

（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第八十条 附則第七十二条の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の十五の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

2
省略

第三項	第二項	第一項	
省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略

2
同上

同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上